別記様式第1号(第四関係)

# 長野県青木村地区活性化計画

長野県・青木村

平成28年2月

# 1 活性化計画の目標及び計画期間

計画の名称 長野県青木村地区活性化計画

都道府県名【長野県 市町村名 青木村 地区名(※1) 青木村地区 計画期間(※2) 平成28年~平成30年度

#### 目 標:(※3)

本村の農業は中山間地域特有の小規模生産基盤による小規模経営によって営まれている。近年は高齢化による後継者及び担い手不足によりその生産額は年々減少してきており、耕作放棄地 の増加が危惧されている。

このような状況下、自然・土地条件を生かした農業生産活動に取り組み、地域農産物の加工、直売による農業の振興と、食農体験による都市住民との交流を促進し、地域の活性化を図る。 具体的には、地域連携販売力強化施設を一体的整備により、次に掲げる目標を達成する。

地域産物の販売額の増加 平成27年度119.246千円を目標年(平成30年度)200.000千円と、80.754千円の増加を目指す。

#### 目標設定の考え方

#### 地区の概要:

本村は、長野県の東北部に位置する中山間地域で、東に上田市、西に松本市、北に東筑摩郡筑北村と3市村に隣接している。気候は内陸性気候に属し、気温の年較差・日格差が激しく、 降水量も極めて少ない地域である。総面積の79%を山林が占め、農用地は11%となっており、標高500mから850mの谷平野・扇状地に12の地区が散在している。

本地区の人口は、直近5ヵ年で197人減少(平成23年11月;4,756人、平成27年11月;4,559人)し、減少率は4.1%となっている。また、高齢化率は直近5ヵ年で33.0%から36.2%まで上昇している。

農家構造は、販売農家戸数が直近5ヵ年で38戸減少(平成17年;265戸、平成22年;227戸)し、減少率が14.3%となっている。また、農業経営は自給的かつ小規模な農家が大半を占めており、1ha未満の経営規模農家が全体の80%を占めている。

こうした厳しい環境のもとで、水稲を中心とした栽培が行われているなか、ブロックローテーションによる生産調整を行い、現在は、地域限定栽培のそば(タチアカネ)を中心とした転作を行いブランド化を図っている。

## 現状と課題

#### 【現状】

本地区は農家の高齢化や担い手不足により遊休農地が拡大し、農業生産額が年々減少している。一方で開設から10年を迎える「あおき農産物直売所」は定年帰農者や女性農業者の活躍により、年々販売額を伸ばしている。また、地元NPO法人による日帰り農村体験「ほっとステイ・あおき」には、年間2,000人以上の関東圏からの小中学生等に加え、外国からの研修生も訪れて、青木村での農業体験・農村生活・田舎暮らしを満喫している。

#### 【課題】

農家の高齢化が進み、担い手不足と農地に対する価値観の変化により、耕作放棄地が増加し、農業の衰退と集落機能の低下を招いているため、年間を通した農産物等を販売できる場を 確保し、優良で安心・安全な農産物の生産を促す必要がある。また、都市住民のツーリズムに対する需要が年々高まっているなか、地域環境を生かした地場農産物や加工品の販売、都市 住民との交流を促進する催事等を通して、農業農村の暮らしや営みを発信し、交流人口の更なる拡大と地域活性化を進める必要がある。

#### 今後の展開方向等(※4)

本地区の基幹産業である農業、観光業の振興及び交流人口の増加を図るため、現在、「道の駅あおき」の周辺整備に取り組んでいる。今後、人口減少が進み、地域活力の減退が懸念されるなか、平成27年度に青木峠新トンネル(国道143号)の建設の事業化に向けた調査が開始されたことにより、近い将来においてアクセスの向上や交通量が増加し、多くの交流人口の流入が見込まれることから、本施設を都市と農村をつなぎ、交流を広めるための拠点と位置づけ、農産物や加工品の販売、地域食材供給施設での地元産メニューの提供、さらには観光情報の提供、農業体験、新規就農、移住・定住の受け入れなど一元化されたコンシェルジェの機能を持つ場として整備し、広く普及PR活動を行うことにより、地域農業の振興と交流人口の増加を図る。

なお、活性化計画終了年度の翌年度には、入込客数の目標達成状況を検証するとともに、入込客数増加のための検討を実施する。

- ※1 「地区名」欄には活性化計画の対象となる地区が複数ある場合には、すべて記入する。
- ※2 「計画期間」欄には、法第5条第2項第4号の規定により、定住等及び地域間交流を促進するために必要な取組の期間として、原則として3年から5年程度の期間を記載する。
- ※3 「目標」欄には、法第5条第3項第1号の規定により、設定した活性化計画の区域において、実現されるべき目標を、原則として定量的な指標を用いて具体的に記載する。
- ※4 「今後の展開方向等」欄には、「現状と課題」欄に記載した内容を、どのような取組で解消していくこととしているのかを、明確に記載する。 また、区域外で実施する必要がある事業がある場合には定住等及び地域間交流の促進にどのように寄与するかも明記する。

## 2 定住等及び地域間交流を促進するために必要な事業及び他の地方公共団体との連携 (1)法第5条第2項第2号に規定する事業(※1) 法第5条第2項第 市町村名 地区名 事業名(事業メニュー名)(※2) 事業実施主体 交付金希望の有無 2号イ・ロ・ハ・ニ 備考 の別(※3) 青木村地区 地域資源活用総合交流促進施設(34地域連携販売力強化施設) 青木村 青木村 有 71 (2)法第5条第2項第3号に規定する事業・事務(※4) 市町村名 地区名 事業名 事業実施主体 交付金希望の有無 備考 (3)関連事業(施行規則第2条第3項)(※5) 市町村名 事業名 事業実施主体 備考 地区名 (4)他の地方公共団体との連携に関する事項(※6)

- ※1 「法第5条第2項第2号に規定する事業」欄には、定住等及び地域間交流を促進するために必要であって、かつ、農林水産省所管の事業について記載する。なお、活性化計画の区域外で実施する事業は、備考欄に「区域外で実施」と記載する。
- ※2 「事業名(事業メニュー名)」欄に記載する事業のうち、交付金を希望する事業にあっては、農山漁村活性化プロジェクト支援交付金実施要領別表1の「事業名」とあわせ、( )書きで、「事業メニュー名」を記載すること。
- ※3 「法第5条第2項第2号イ・ロ・ハ・ニの別」の欄には、交付金希望の有無にかかわらず、該当するイ・ロ・ハ・ニのいずれかを記載する。
- ※4 「法第5条第2項第3号に規定する事業・事務」欄には、上段の(1)の表に記載した事業と一体となって、その効果を増大させるために必要な事業等を記載する。
- ※5 「関連事業」欄には、施行規則第2条第3号の規定により、上段(1)及び(2)の事業に関連して実施する事業を記載する。
- ※6 「他の地方公共団体との連携に関する事項」欄には、法第5条第3項第2号の規定により、他の地方公共団体との連携に関する具体的な内容について記載する。

# 3 活性化計画の区域(※1)

青木村地区(長野県青木村) 区域面積(※2) 5,710ha

#### 区域設定の考え方 (※3)

#### ①法第3条第1号関係:

当該地区の区域面積5,710haのうち、農地の面積は626ha、森林面積は4,516haで、農林地面積は5,142haと90%を占めている。また、全就業者数2.135人に対し、農林漁業従事者数は187人で8.8%を占めており、農林業が重要な産業となっている。

## ②法第3条第2号関係:

平成7年に5,003人だった人口も、現在(平成27年11月末)では4,559人まで減少し、近年においても4,856人(平成20年)から4,559人(平成27年)に減少しており、人口の減少は一途をたどっている。

また、65歳以上の人口比率は、平成7年で26.2%、平成12年で28.5%、平成17年で31.4%、平成22年で33.7%、平成27年(10月末)で36.2%と 年々増加してきており、地域活性化のためには雇用の場の確保及び都市住民等との交流を積極的に進めることが有効かつ適切である。

#### ③法第3条第3号関係:

当該地区には市街化区域は含まれておらず、市街地も形成されていない。

- ※1 区域が複数ある場合には、区域毎にそれぞれ別葉にして作成することも可能。
- ※2 「区域面積」欄には、施行規則第2条第2号の規定により、活性化計画の区域の面積を記載する。
- ※3 「区域設定の考え方」欄は、法第3条各号に規定する要件について、どのように判断したかを記載する。

# 4 市民農園(活性化計画に市民農園を含む場合)に関する事項

# 該当なし

(1)市民農園の用に供する土地(農林水産省令第2条第4号イ、ロ、ハ)

	地番	地目			新たに権利を取得するもの		既に有している権利に基づくもの		土地の利用目的				
土地の所在		登記簿	現況	地積(㎡)	権利の 種類(※1)	土地所有者			土地所有者		農地(※2)	市民農園施設	
						氏名	住所	権利の 種類(※1)	氏名	住所	市民農園整備 促進法法第2 条第2項第1号 イ・ロの別	種別(※3)	備考

(2)市民農園施設の規模その他の整備に関する事項(農林水産省令第2条第4号ハ)(※4)

整備計画	種別(※5)		構造(※6)		建築面積	所要面積	工事期間	備考	
建築物									
工作物									
計									

(3)開設の時期	<u>(農林水</u> 産省令第2条第4号二

- ※1 「権利の種類」欄には、取得等する権利について「所有権」「地上権」「賃借権」「使用貸借」などについて記載する。
- ※2 「市民農園整備促進法法第2条第2項第1号イ・ロの別」欄には、イまたは口を記載する。
- ※3 「種別」欄には市民農園施設の種別について「給水施設」「農機具収納施設」「休憩施設」などと記載する。
- ※4 (1)に記載した市民農園の用に供する市民農園施設のうち建築物及び工作物について種別毎に整理して記載する。
- ※5 「種別」には(※3)のうち、建築物及び工作物である施設の種別を記載する。
- ※6 「構造」については施設の構造について「木造平屋」「鉄筋コンクリート」などと記載する。
- ※ 市町村は、市民農園の整備に関する事業を実施しようとする農林漁業団体等より、市民農園整備促進法施行規則(平成2年農林水産省・建設省令第1号)第9条第2項各号に掲げる図面の提出を受けておくことが望ましい。

# 5 農林地所有権移転等促進事業に関する事項

事項	内 容	備 考
(1) 農林地所有権移転等促進事業の実施に関する基本方針(※1)		
(2) 移転される所有権の移転の対価の算定基準及び支払の方法 (※2)		
(3) 権利の存続期間、権利の残存期間、地代又は借賃の算定基準等 ① 設定され、又は移転される地上権、賃借権又は使用貸借に よる権利の存続期間に関する基準(※3)		
② 設定され、又は移転される地上権、賃借権又は使用貸借による権利の残存期間に関する基準(※4)		
③ 設定され、又は移転を受ける権利が地上権又は賃借権である場合における地代又は借賃の算定基準及び支払の方法(※5)		
(4) 農林地所有権移転等促進事業の実施により設定され、又は移 転される農用地に係る賃借権又は使用貸借による権利の条件 その他農用地の所有権の移転等に係る法律事項		
① 農林地所有権移転等促進事業の実施により設定され、又は移転される農用地に係る貸借権又は使用貸借による権利の条件(※6)		
② その他農用地の所有権の移転等に係る法律関係に関する 事項(※7)		

<sup>※1</sup>の「農林地所有権移転等促進事業の実施に関する基本方針」欄は、法第5条第8項第1号の規定により、農用地の集団化等への配慮等 農林地所有権移転等促進事業の実施に当たっての基本的な考え方を記載する。

- ※2の「移転される所有権の移転の対価の算定基準及び支払の方法」欄には、法第5条第8項第2号の規定により、移転の対価を算定するときの基準 について記載する。
  - また、支払いの方法については、例えば、「口座振込」など支払い方法が明確になるよう記載する。
- ※3の「設定され、又は移転される地上権、賃借権又は使用貸借による権利の存続期間に関する基準」欄には、法第5条第8項第3号の規定により、 存続期間を設定する基準について記載する。
- ※4の「設定され、又は移転される地上権、賃借権又は使用貸借による権利の残存期間に関する基準」欄には、法第5条第8項第3号の規定により、 残存期間を設定する基準について記載する。
- ※5の「設定され、又は移転を受ける権利が地上権又は賃借権である場合における地代又は借賃の算定基準及び支払の方法」欄には、地代又は、 借賃をどのように算定するのか、支払いの方法についてはどのように行うのかを記載する。
- ※6の「農林地所有権移転等促進事業の実施により設定され、又は移転される農用地に係る貸借権又は使用貸借による権利の条件」欄には、 例えば、有益費の償還等権利の条件の内容を記載する。
- ※7の「その他農用地の所有権の移転等に係る法律関係に関する事項」欄には、農林地所有権移転等促進事業によって成立する当事者間の法律 関係が明らかになるよう、「賃貸借」「使用貸借」「売買」等を記載する。

6 活性化計画の目標の達成状況の評価等(※1)

活性化計画の目標の達成状況の評価方法は、計画終了年度の翌年度に、「地域産物販売額の増加」について計画期間である平成28年度から平成30年度の実績を計画期間前の平成24年度から平成26年度の実績と比較し、村が確認・評価を行う。

なお、この評価結果については、外部専門家や村内の農業関係団体・農業者等で組織される評価委員会において検証後、結果を村のホームページで公 表する。

#### 【記入要領】

※1 施行規則第2条第5号の規定により、設定した活性化計画の目標の達成状況の評価について、その手法を簡潔に記載する。 なお、当該評価については、法目的の達成度合いや改善すべき点等について検証する必要があるため、法施行後7年以内に見直すことと されていることにかんがみ、行われるものである。 その他、必要な事項があれば適宜記載する。

# その他留意事項

- ①都道府県又は市町村は、農林水産大臣に活性化計画を提出する場合、活性化計画の区域内の土地の現況を明らかにした図面を下記事項に従って作成し、提出すること。
  - ・設定する区域を図示し、その外縁が明確となるよう縁取りすること。(併せて、地番等による表示を記述すること)
  - ・市町村が活性化計画作成主体である場合、5,000分の1から25,000分の1程度の白図を基本とし、都道府県が活性化計画作成主体である場合等区域の広さや地域の実情に応じて、適宜調整すること。スケールバー、方位を記入すること。
  - ・目標を達成するために必要な事業について、その位置がわかるように旗上げし、事業名等を明記すること。 関連事業についても旗上げし、関連事業であることがわかるように記載すること。
- ②法第6条第2項の交付金の額の限度額を算出するために必要な資料を添付しなければならないが、その詳細は、 農山漁村活性化プロジェクト支援交付金実施要綱(平成19年8月1日付け19企第100号農林水産事務次官依命通知)の定める ところによるものとする。